

3 特定建設作業に関する規制

(1) 特定建設作業

特定建設作業の種類	規 模 ・ 能 力
1 くい打機、くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業	<p>もんけん、圧入式くい打機くい抜機又はくい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。</p> <p>作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。</p> <p>電動機以外の原動機を用いるものであつて、その定格出力が15キロワット以上のものに限る。（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）</p> <p>コンクリートプラント又はアスファルトプラントは混練機の混練容量が0.45m³以上のもの、アスファルトプラントは混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。（モルタル製造のためのコンクリートプラントを設ける作業は除く。）</p> <p>一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。</p> <p>一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。</p> <p>一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。</p>
2 びょう打機を使用する作業	
3 さく岩機を使用する作業	
4 空気圧縮機を使用する作業	
5 コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	
6 バックホウを使用する作業	
7 トラクターショベルを使用する作業	
8 ブルドーザーを使用する作業	

(2) 規制基準

規 制 基 準	騒音の大きさ	作業のできない時間		1日における作業時間		同一場所における作業期間	日曜日、休日における作業
		第一号区域	第二号区域	第一号区域	第二号区域		
	特定建設作業の敷地境界線で85デシベルを超えないこと	午後7時から翌日午前7時	午後10時から翌日午前6時	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続して6日を超えないこと	禁 止

備 考

1. 区域の区分は、次の地域区分による。

第1号区域：第1種区域、第2種区域及び第3種区域の全域並びに第4種区域で(ア)学校、
(イ)保育所、(ウ)病院、患者を入院させるための施設を有する診療所、(エ)図書館、
(オ)特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80m以内の区域内

第2号区域：第1号区域以外の規制地域

2. 特定建設作業には、当該作業が作業を開始した日に終わるものを除く。

3. 規制基準については、災害、その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に特定建設作業を行う必要がある場合、その他の法令で許可された時間帯に特定建設作業を行う場合等、一定の条件に該当する場合は上記の基準は適用されない。